

指定設備卸役務に対する必要な措置についての取組状況

令和2年10月28日

事 務 局

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証の開始について
- フレキシブルファイバの扱いに関する論点について
- 光サービス卸に係る届出制度の充実に関する省令改正について

- 本研究会でのご議論を踏まえ、本年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、検証対象である旨の通知を今月27日に各指定事業者宛てに発出。
- NTT東日本・西日本には光サービス卸が検証対象となる旨、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社にはモバイル音声卸についてそれぞれ検証対象となる旨通知。
- 9月25日に公表された第四次報告書の中で、光サービス卸については「代替性不十分」、モバイル音声卸については「代替性なし」と整理していただいたことを踏まえ、光サービス卸は「その他の検証」、モバイル音声卸は「重点的な検証」を開始。

ガイドラインに基づく検証対象への通知の概要

- ① **ステップ1(接続による代替性検証)**については、以下の第四次報告書の整理のとおり評価し、評価に基づき**ステップ2(卸料金の適正性検証)**の検証を実施。
 - ・光サービス卸
ステップ1「代替性不十分」 → ステップ2「その他の検証」+「時系列比較による検証」
 - ・モバイル音声卸
ステップ1「代替性なし」 → ステップ2「重点的な検証」+「時系列比較による検証」
- ② **光サービス卸は3月後、モバイル音声卸は6月後までに、総務省へ算定や検証の結果等を報告。**
- ③ 接続機能が実装される等**接続による代替性の検証の評価に変更が生じ得る事実がある場合には、総務省にその事実を報告。**総務省がその事実を認める場合には、**再度ステップ1を実施。**
- ④ ステップ1の検証結果により、ステップ2の検証が不要となる又は検証方法に変更がある場合を除き、**今後、光サービス卸については毎年11月末までに、モバイル音声卸については毎年1月末までにステップ2の算定や検証の結果等を総務省へ報告。**

スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月~10月	11月	12月	1月	2月	
・光サービス卸	▲ その他検証+時系列検証(3ヶ月)			▲							▲		
	▲ 通知発出			▲ 総務省に報告							▲ 総務省に報告		
・モバイル音声卸	▲ 重点検証+時系列検証(6ヶ月)						▲					▲	
	▲ 通知発出						▲ 総務省に報告					▲ 総務省に報告	

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的： 料金水準の適正性確保
手法： 適正原価＋適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

☞ 「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

代替性
なし

検証ステップ②-2 その他の検証

目的： 適正な交渉を促進するための透明性確保
手法： 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

☞ 「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による
妥当性評価 なし

代替性
不十分

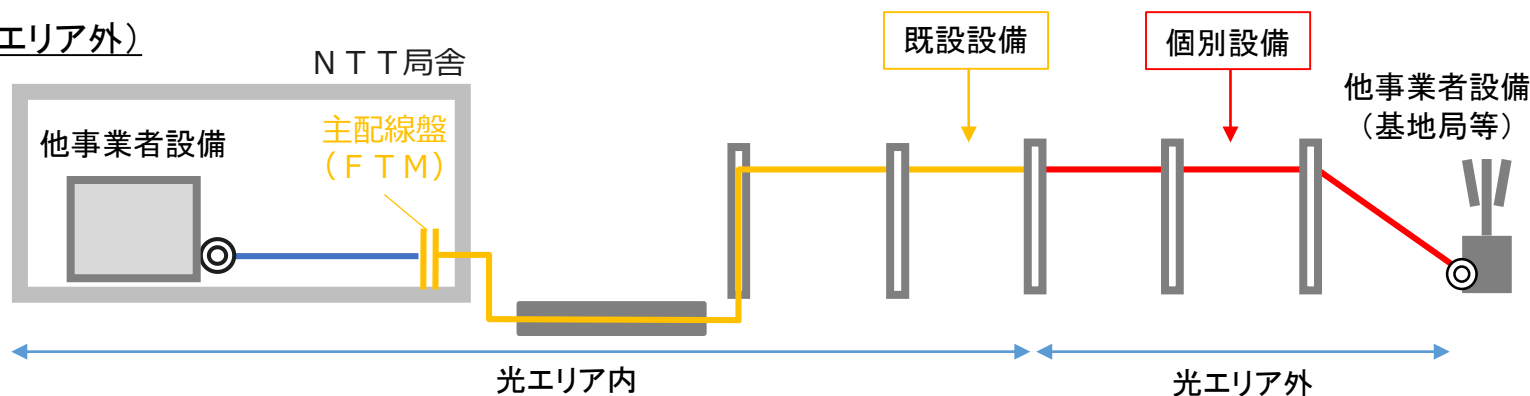
※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証の開始について
- フレキシブルファイバの扱いに関する論点について
- 光サービス卸に係る届出制度の充実に関する省令改正について

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、個別設備区間、既設設備区間、NTT局舎内それぞれにおいて料金が設定されている。

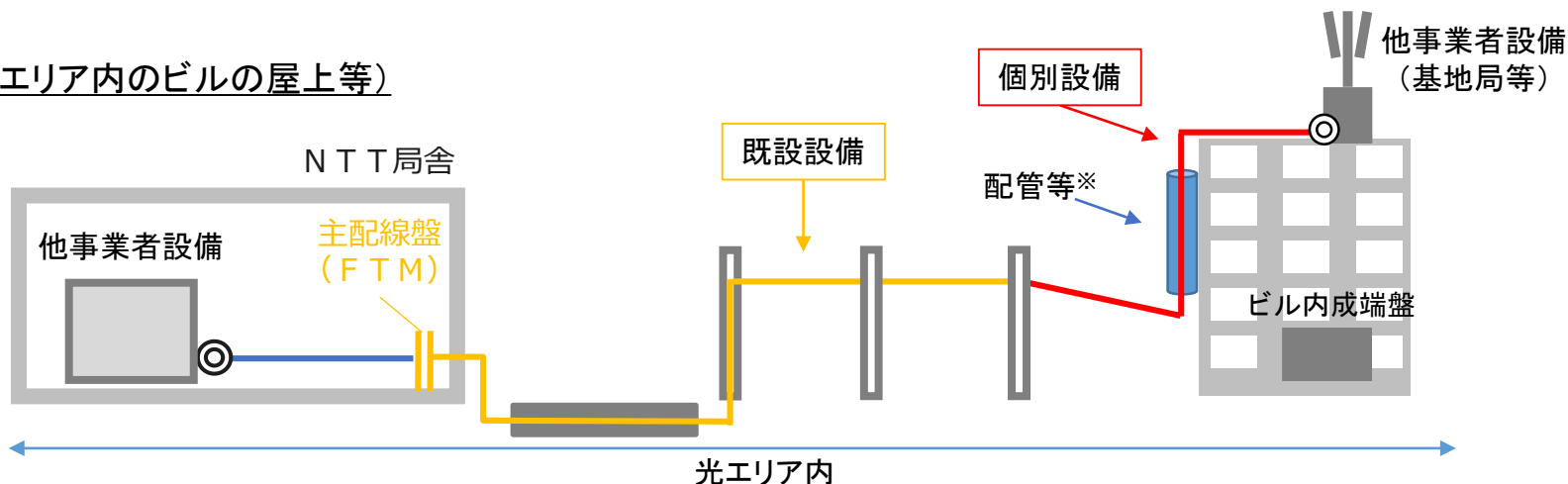
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。

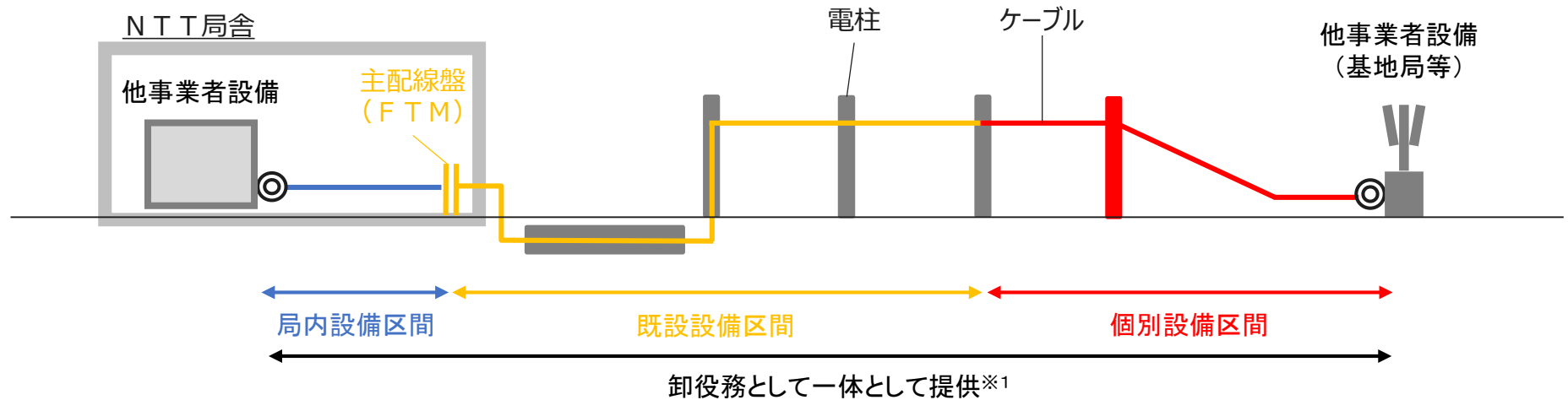


※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、**個別設備区間、既設設備区間、局内設備区間ごとに料金**が設定されている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、**局内光伝送路も局内設備区間として卸提供**されている。現在のところ、**フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせることはできない**※こととされている。

※ 加入光ファイバ又は中継ダークファイバと合わせて提供される場合等を除く。

フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2020年度)	局内設備区間	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用	構成員限り		
月額料金			
撤去費			

※1 局内設備区間は、加入ダークファイバ又は中継ダークファイバと合わせて提供される場合等を除く。
 ※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。
 ※3 2020年4月からの料金。加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。
 ※4 報酬等を含む。

● 接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第1章 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保について

4. フレキシブルファイバの扱い

(3) 考え方

これまでの議論を踏まえ、フレキシブルファイバの扱いに関する論点について、以下のように整理し、5Gにおける利用も見据え、**速やかに検討を行っていくことが必要**である。

① 接続で取り扱う範囲の明確化

現在、携帯電話事業者等が携帯基地局等向けにNTT東日本・西日本の光ファイバを利用する場合には、まずNTT東日本・西日本に加入光ファイバによる提供の可否を確認し、対応ができないと判断された場合にフレキシブルファイバによる対応となるところ、**接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当**である。

その上で、**他事業者がフレキシブルファイバを利用せず、同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応について、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、関係事業者等からの要望も踏まえ、検討を進めていくことが適当**である。

なお、**他事業者から既設設備区間が接続となる新たなメニューの要望があった場合には、NTT東日本・西日本は当該事業者と適切に協議を行う必要がある**。総務省においては、その状況を注視するとともに、必要に応じて更なる措置を検討することが適当である。

② フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。特に、**卸料金の適正性を判断するに当たっては、構成員から加入光ファイバとの料金差について累次にわたり指摘があったことを踏まえると、加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点から検証することが適当**である。

フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性を確保する方策としては、例えば、**コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば指摘するなどの措置**が考えられる。また、卸先事業者からは**提供の公平性に関するルール策定の必要性について意見があったところ**である。本研究会においては、**関係事業者等から意見を聴取するなどし、具体的な措置について更なる検討を行うことが適当**である。

③ その他の検討事項

構成員やオブザーバーから5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性について意見があったことを踏まえ、例えば、**構成員から指摘があったフレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、関係事業者における取組の状況を確認し、課題がある場合には必要に応じて検討を行うことが適当**である。

- 第四次報告書において、これまでの議論を踏まえ、フレキシブルファイバの扱いに関する論点について整理されたところであり、改めて以下の論点について、関係事業者にヒアリングを行うこととしてはどうか。

(1) 接続で取り扱う範囲の明確化

- ① 接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供可否の判断基準については、どのような点が明確化されるべきであるか。
- ② その上で、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要か。
また、既設設備区間の接続による提供について、対応を要望する意見やかえって非効率になるとの意見等が寄せられているが、接続による提供を行うに当たって、具体的にどのような問題があるか。

(2) フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

- ① 加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点も踏まえ、フレキシブルファイバの適正な料金を担保するにあたりどのような対応を行うことが考えられるか。
- ② フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策としては、例えば、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めることや、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表するとともに卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば改善するなどの措置が考えられるが、どのように考えるか。
- ③ また、提供の公平性について、ガイドライン等のルールにより担保すべき等の意見が寄せられているところであるが、どのような具体的な措置が必要と考えるか。

(3) その他の検討事項

- ① 5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性を踏まえ、フレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、事業者において考えられる取組はあるか。また、課題となるようなことはあるか。

○ 第四次報告書(案)の意見募集において提出されたフレキシブルファイバに関する意見については、以下のとおり。

主な意見

(1)接続で取り扱う範囲の明確化

<①加入光ファイバの提供可否の判断基準>

- 当社としては、接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供に関する判断基準について、自主的に明確化した上で、その内容を接続約款等に規定していく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】
- 「自ら造る」よりも「NTT東日本・西日本から借りる」方が有利となり、NTT東日本・西日本を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあるので、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要。【株式会社オプテージ】
- フレキシブルファイバの扱いとして、「接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当」との考え方に賛同。【KDDI株式会社】

<②フレキシブルファイバと同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応等>

- フレキシブルファイバは、収容局から事業者が要望する設置場所まで一気通貫で提供することで利用事業者にとって効率的な運用ができるもの。仮に、既設設備区間を接続約款に基づく相互接続協定により提供し、個別設備区間を卸契約により提供する場合は、かえって非効率になると考える。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】
- 他事業者から、接続をより行いやすくする観点から具体的な要望があれば、前向きに協議を行い、必要な手続き等を検討する考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】
- フレキシブルファイバは、提供エリア内外に関わらず、新設区間が含まれると、既設区間も含めて全体が卸役務による提供となり、仮にフレキシブルファイバを利用せず、新設される区間を接続事業者が同様の設備を自前で構築し、既設区間との接続で利用しようとする一気通貫による利便性が損なわれ、効率性や構築スピードが低下することとなる。一方、加入ダークファイバ設備自体は、接続で利用する場合の光ファイバと何ら変わりがないため、既設区間は接続メニュー、新設区間は接続に準じたルールを適用し、利用できることを希望。【KDDI株式会社】
- 制度化を図るにあたり、NTT東日本・西日本のシステム改修を行う場合は、利用事業者に過度な負担とならないよう、また、フレキシブルファイバの効率性、利便性が損なわれないよう、利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望。【KDDI株式会社】

○ 第四次報告書(案)の意見募集において提出されたフレキシブルファイバに関する意見については、以下のとおり。

主な意見

(2)フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

<①フレキシブルファイバの適正な料金の担保>

- 接続として取り扱う範囲を明確にした上で、既設区間は接続メニュー、新設区間を接続に準じたルールを適用し、新設にかかる追加費用(例えば、ルーラルエリアにおける構築費用、効率的な設計を行う費用等)の適正性・透明性を確保するため、総務省にて確認と検証が行われることを希望。【KDDI株式会社】

<②フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策>

- フレキシブルファイバの適正性・公平性・一定の透明性の確保について、今後も必要に応じてフレキシブルファイバに関わる契約内容の詳細等を総務省に報告していく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】
- 光サービス卸と同様に、フレキシブルファイバの契約書においても、一部の規定を見直していく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】
- 「フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。」との考え方に賛同。【KDDI株式会社】

<③提供の公平性に関する具体的な措置>

- フレキシブルファイバを利用する手続きの方法や標準的期間、負担する金額について接続に準じたルールを適用し、接続約款に定めるべき。【KDDI株式会社】
- 「技術的に困難等の理由を除き、可能な限り提供を行うこと」や「差別的取り扱いの禁止」を、ガイドライン等何らかの手段で担保することについても、併せて検討すべき。【ソフトバンク株式会社】
- NTT東日本・西日本に対し、「既設区間」の芯線が無い場合の芯線提供義務、若しくは、隣接する光ファイバ配線区画等より空き芯線を確保し提供することなどのルール整備が必要。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】

○ 第四次報告書(案)の意見募集において提出されたフレキシブルファイバに関する意見については、以下のとおり。

主な意見

(3)その他の検討事項

<①フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法>

- フレキシブルファイバの事業者間での共用に向けた検討を進めており、更なる効率化についても、利用事業者の要望に応じて検討を進めていく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】
- 「新設区間」にて新たに光ファイバの敷設が困難(地権者等の拒否や新たなルート構築が困難)な場合には、他の接続事業者へ既に提供している光ファイバや付帯設備(電柱・管路など)が有れば、その設備を積極的に共用することが可能となるようルール整備を要望。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】
- 既に他事業者へ構築・提供されているフレキシブルファイバやNTT東日本・西日本の付帯設備(電柱・管路・支線・支柱等)が存在するときは、利用を要望する他事業者が迅速かつ円滑に共用可能となるよう要望。その際、この共用のために多額のシステム改修費が発生しないよう検討することを要望。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】
- NTT東日本・西日本の提供エリア外である場合は、加入光ファイバの申請を省略しフレキシブルファイバの申し込みを可能にすることが必要。または、接続事業者の加入光ファイバ申請時に「加入DF提供NGの場合FF(フレキシブルファイバ)希望」などの文言を入れることで、無駄な加入光ファイバNG回答を待つFFの申請を実施する必要がなくなり、シームレスで効率的なFF調査申請が可能になると考える。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】
- 「フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法」は、「既設区間」と「新設区間」に分け共用ルールの整備や柱上WDM等の既存技術を活用した方法等を早急に整備することを要望。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証の開始について
- フレキシブルファイバの扱いに関する論点について
- 光サービス卸に係る届出制度の充実に関する省令改正について

● 接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第1章 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保について

3. 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置

(5) 卸役務の提供条件等の適正性・公平性・透明性の確保のために必要なルールのあり方に関する考え方

<光サービス卸>

ヒアリングにおいて、JAIPAやテレコムサービス協会から、光サービス卸の契約書における守秘義務条項により議論や検討を円滑に行うことができない旨や、テレコムサービス協会から**光サービス卸の提供を受けるMNO2社によるFTTH市場の寡占化への懸念**が示された。

一方で、NTT東日本・西日本からは、**更なる透明性等を確保する観点から、①一部の片務的な条項(守秘義務条項)についての規定の見直し、②届出対象を、現行4者から全てのコラボ事業者へ拡大する等の対応を行う旨示された**ところである。

現在、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)に基づき、NTT東日本・西日本から50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等5者に関する届出が行われているところ、ヒアリングでの意見等も踏まえ、**光サービス卸について着実な実態把握を行う観点から、当該規則を改正し、全卸先事業者分についてNTT東日本・西日本から届出を求めることが適切**である。

また、全卸先事業者において、光サービス卸における契約書(ひかり電話についての契約を含む)の片務的な条項(守秘義務条項)の見直しが行われているかについて、当該届出によりNTT東日本・西日本の対応を確認していくことが必要である。

- 電気通信事業法第38条の2の規定に基づき、現行の電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という）では、NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸について、以下①～③の者に対する卸電気通信役務の提供内容・料金等をNTT東日本・西日本が届け出ることとしている。
 - ① NTT東日本・西日本の特定関係法人（5万回線以上の卸先事業者）
 - ② 50万回線以上の卸先事業者
 - ③ 移動通信事業者（MNO）
- 令和2年6月末時点で、構成員限りの5者について届出。
- 現在、上記の事業者以外の事業者に対する光サービス卸の提供内容・料金等は、届出がされていないため、提供内容・料金等の適正性や公平性を確認することが困難。

見直しの主な内容

- 卸電気通信役務の内容・料金等の届出対象となる事業者を、光サービス卸の提供を受ける全ての電気通信事業者に拡大。**【改正施行規則第25条の7第4号】**
- なお、対象事業者の拡大に伴うNTT東日本・西日本の事務負担の増大を抑制する観点等から、契約書等の写しの添付は、今後も不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい卸先事業者である特定関係法人（5万回線以上の卸先事業者）、50万回線以上の卸先事業者、MNO（3万回線以上の卸先事業者）に限定。**【改正施行規則第25条の5、第25条の7の3】**

現行（光サービス卸で詳細な届出が必要なもの）

対象事業者

特定関係法人（5万回線以上）、50万回線以上の卸先事業者、MNO
（現在届出が行われているのは計5者）

届出内容等

卸提供内容・料金等

※契約書等の写しの添付が必要

改正後（光サービス卸で詳細な届出が必要なもの）

対象事業者

全ての卸先電気通信事業者

届出内容等

卸提供内容・料金等

※全卸先事業者の契約に共通する内容及び差分の提出を求める。

※契約書等の写しの添付が必要

